



## 斎場使用料の免除について

○斎場使用料を免除します。

この度の大雨による災害により被災し亡くなられた方の斎場使用料について、次のとおり免除します。

- 1 対象者 当該災害により被災し死亡された方
- 2 斎場使用料 免除
- 3 手続方法 ①亡くなられた方が呉市民の場合  
⇒窓口での申出  
②亡くなられた方が呉市民以外の場合  
⇒り災証明書 又は  
市町の発行する災害により亡くなられたことの証明書

〔問い合わせ先〕 環境政策課 25-3298